1. 大野の歴史

江戸幕府初期は江戸幕府の領地で、石原清左衛門の管轄であったが、元和五年(1619)尾張領となり、代々国老(大名が留守の国を預かる国家老のこと)竹腰氏を領主として、明治維新に至った。明治二十二年(1889)船附村・大野村が合村して船着村と称し、同三十年船着村・栗笠村・上之郷村・下笠村の四ヶ村で笠郷村を作り、同年八月二十七日船着を大字船附・大字大野とに分割した。美濃国諸旧記(1650年前後完成か)の城主所主諸士伝記に「多芸郡大野の住人は、大野主水義光」とある。(主水とは、飲料水・氷の調達および粥の調理を司った役人への敬称)

新撰美濃志(1831～1860に完成)には

「古事記に當藝野と記され、万葉集に多藝野とよまれているたぎ野は、今其地ははっきりしないが、大野という里の名にその広野のさまが残っている。」

との意味を記しており、また

「大沼も大渭もむかしはオオヌ又オオノと読んだから美濃国神名記の大渭明神はこの地の八幡社又は如意輪社のうちいづれかであろう」

とも記している。

濃州徇行記(1789～1801)には、

『此村は伊尾川の西堤傍に民戸散在し南北へ長き村なり。堤内外に民戸あり。竹木茂り村立大体よし。頭百姓三、四戸あり。庄屋渋谷理兵衛屋づくりよし。其余(残りのこと)小百姓多し。農業のみを生産とせり。……作物は麦の外、ひえ、とうきび、大豆、木綿、たばこ、大根などつくれり。此村は一体高に准じては人多き故、隣村の田地を請作するとなり。高持(年貢を納める百姓、本百姓)四十戸、無高は廿戸あるよし。頭百姓を祐右衛門と云。』

とある。

(注) ・頭百姓 ： 家来百姓の労働力を使って数町(1町≒1ha≒10000m^2)以上の耕作を営んだ上層百姓
・請作 ： 農民が土地を借りて耕作する(小作制度)
・高持百姓 ： 検地帳に登録された田・畑・屋敷地の所持を公的に認められた百姓。所持する土地にかかる高掛り(付加税)の年貢や諸役を負担した。1町歩以上の田を所有が判断の目安。
・無高百姓 ： 1町歩の田を持たない、家族を養うだけの収穫がないので、税金が免除されていた。

大野は、明治元年(1868)には美濃の国多芸郡大野村といった。家の数は 70 軒、人の数は 354 名で、内訳は男 177 人、 女 177 人であった。馬は 12 頭、牛もいたが数は把握できていない。生活については、船大工、百姓が主力であった。明治 5 年(1872)、大野村の村長は渋谷勝右衛門氏と彦吉是次郎氏であった。

昭和 34 年(1959).8 月の 2 度の台風被害、牧田川堤防が決壊、町の東南部は伊勢湾台風にて泥水化となり、昭和 36 年(1961)地域は土地改良工事により、用・排水や農道も良くなり、特に国道 258 号線が出来て以来地域は大変様変わりした。

昭和三四年(1959)の大水害の翌年牧田川改修工事のため約半数の家が堤内に移転し現状となった。

明治以降の笠郷地区沿革

<table>
<tr><th>明治元年
村名</th><th>幕末
領主名</th><th>明治元年
石高</th><th>旧県名</th><th colspan="4">沿　　革</th></tr>
<tr><td>船附村</td><td>今尾藩</td><td>1,993</td><td>今尾県</td><td>船附村</td><td rowspan="2">船着村
M22.7.1合併</td><td rowspan="5">笠郷村
M.30.4.2合併</td><td rowspan="5">養老町
S.29.11.3合併</td></tr>
<tr><td>大野村</td><td>今尾藩</td><td>179</td><td>今尾県</td><td>大野村</td></tr>
<tr><td>栗笠村</td><td>今尾藩</td><td>978</td><td>今尾県</td><td colspan="2">栗笠村</td></tr>
<tr><td>下笠村</td><td>今尾藩</td><td>1,816</td><td>今尾県</td><td colspan="2">下笠村</td></tr>
<tr><td>上之郷村</td><td>幕領大垣預</td><td>616</td><td>笠松県</td><td colspan="2">上之郷村</td></tr>
</table>

2. 八幡神社

（住所）　大野字村内北718番地

（創建）　創建年代の記録は残されていない

（祭礼情報）　10月5日に近い日曜日を八幡神社例大祭の「本楽」

（主祭神）　神功皇后、応神天皇、比咩神、（注：応神天皇は神功皇后の子）

（比咩神　：　特定の神の名前ではなく、主祭神の妻や娘、あるいは関係の深い女神を指す）

「新撰美濃志」大野村の項に、

『八幡社』又『如意輪社』あり。美濃神名記の大渭明神は、此二祠のうち何れかそれ成るべし。大沼も大渭もむかしはオホヌ又オホノとよみし例なり。

とある。

境内社　御鍬神社は豊受姫命を祀り、水神神社は彌都波能売神を祀る。

宝暦5年（1755）鳥居再立の棟札、文政元年（1818）再興遷宮の棟札あり。又宝暦13年（1763）如意輪宮社再立の棟札（建物の建築等の記録として、建物内部の高所に取り付けた札）あり。

3. 境内社　御鍬神社

（住所）　大野字村内北718番地

（創建）　創建年代の記録は残されていない

（祭礼情報）

（主祭神）　豊受姫命

豊受大神宮（伊勢神宮外宮）に奉祀（おまつりすること）される豊受大神として知られている。神名の「ウケ」は食物のことで、食物・穀物を司る女神であることから農業の守護神とされる。

4. 境内社　水神神社

（住所）　大野字村内北718番地

（創建）　創建年代の記録は残されていない

（祭礼情報）

（主祭神）　彌都波能売神（御神体は鏡）

彌都波能売神とは、伊耶那美神が病み臥した際に嘔吐物・排泄物から生まれた六神の内の一神で、ミツハのミを水と解して、水つ早、あるいは水つ走の意と取り、灌漑の水の源を司る神とする説や、灌漑用の水を走らせる女神とする説、ミヅハナと取り、出始めの水の女の意で、火の暴威鎮圧と灌漑用水の神格を兼ねるとする説、水際（みつきは）に転じで、水害のない清泉を表象したやさしい女神として崇拝された神とする説等がある。水神の名前の通り水に関係した神様で、灌漑用の水、井戸水、から水害の水までを司り、水に関する守護神である。

5. 境内社　秋葉神社

（住所）　大野字村内北718番地

（創建）　創建年代の記録は残されていない

（祭礼情報）

（主祭神）　火之迦具土　神

「秋葉神社」は火之迦具土　神　を祀り創建年代の記録は残されていない。現在の静岡県浜松市遠州秋葉山「秋葉山本宮秋葉神社」の御神符を受け奉安している。火の幸を恵み、悪火を鎮め、諸厄諸病を祓い除く火防開運の神とされる。火災が続いたので防火守護神である秋葉神社を勧請（お札を受け社を設け神仏を祀ること）したと思われる。

6. 境内社　多度神社

（住所）　大野字村内北718番地

（創建）　創建年代の記録は残されていない

（祭礼情報）

（主祭神）　天津彦根　命

祭神の天津彦根　命は、天　照　大　神の第3子とされる神で、天津彦根命は現在の三重県多度の豪族・桑名　首の祖神である。天津彦根命が天照大神の御子神であることや、多度大社は伊勢神宮参詣のための街道沿いにあることから伊勢神宮との関係が深い。村の繁栄と五穀豊穣（米、麦、あわ、ひえ、キビ等の豊作と食料の豊富）を願い多度大社のお札を受け勧請したと思われる。

7. 境内社　太神宮（燈籠）

（住所）　大野字村内北718番地

（創建）　創建年代の記録は残されていない

（祭礼情報）

（主祭神）　天　照　大　神、豊受　姫　命

縁由（神社の由来）・勧請年月等不詳。この神は海運・航海の神として、大野に居住していた船頭さんたちにより守られてきた。以前は、牧田川堤防上に川に面した位置にあり、大野湊の灯台としての役割を果たしていた。大野湊としてお伊勢参りの灯台として栄えた頃の守護神として祀られたかと思われる。村の繁栄と五穀豊穣を願い伊勢神宮のお札を受け勧請したと思われる。

8. 境内社　稲荷神社

（住所）　大野字村内北718番地

（創建）　創建年代の記録は残されていない

（祭礼情報）

（主祭神）　稲荷大神（宇迦之御魂大神ほか４柱の総称）

縁由（神社の由来）・勧請年月等不詳。その信仰は稲荷山の３つの峰を神そのものとして崇拝したことを源流とする。初め農耕の神として祀られ、のちに商工業の性格が加わって庶民の篤い信仰を受けた。村の繁栄と五穀豊穣を願い京都伏見稲荷のお札を受け勧請したと思われる。

9.覺林寺北の社（2社）

（住所）　大野641番地

（創建）　創建年代の記録は残されていない

（祭礼情報）

（主祭神）

養老町笠郷の大野には覚林寺北に社二棟がある。詳細は不明である。

10. 満促山覚林寺（まんぞくさんかくりんじ）

（住所）　養老町大野 641 番地
（創建）　創建大永（だいえい）2 年(1522)
（宗派）　真宗大谷派(浄土真宗大谷派は通称)
（本山）　東本願寺
（本尊）　阿弥陀如来像（あみだにょらい）
（報恩講）　1月4日～1月5日

覺林寺は大永（だいえい）二年(1522)四月、本願寺の第九世實如（じつにょ）（蓮如（れんにょ）の子)法子(弟子のこと)眞誓（しんせい）の創建である。

覚林寺は村内で寺を建てる話が盛り上がり、享保（きょうほう）六年(1721)二月本堂が再建された。その四十年後、宝暦（ほうれき）十二年 (1762)に鐘楼（しょうろう）が建設された。明治二四年(1891)に発生した濃尾震災（のうびしんさい）で覚林寺の本堂が倒れたので、大垣より本堂を購入し、再建した。その後、昭和三四年(1959)八月の伊勢湾台風の時、現国土交通省、当時の建設省の命により牧田川右岸堤（つつみ）の家は移転した。その時に、村内の八割は移転してしまった。覚林寺は、まずは敷地（しきち）を都合して本堂を移転する事で精一杯だった。その後、元々古い本堂だったので新築の話が起こり、平成十六年(2004)十二月十六日に覚林寺としては第二回目となる本堂の新築をして、現在に至る。

覚林寺では一月四、五日に報恩講を行う。多くて二十人ほどの参加がある。ほとんどが役員と地域の年配者である。浄土真宗(真宗大谷派)では本山で帰敬（ききょう）式を受けた人が本山から略肩衣（りゃくかたぎぬ）(首から下げる飾り)を頂くが、覚林寺の報恩講で略肩衣を掛けて参加する人は少ない。

帰敬式 ： 仏弟子となる儀式で「おかみそり」とも言う。おかみそりを受け、法名が授与される。

11. 大野の一夜地蔵（じぞう）

（住所）　　養老町大野 641 番地

大野の覚林寺の西側には、一夜地蔵と呼ばれているお地蔵さまがいる。養老町史によると、大正時代中頃のある夜、誰かが大野の堤防（ていぼう）にお地蔵さんを置いていったため、一夜のうちに突然現れたことから、一夜地蔵と呼ばれるようになった。村人からすれば、突然のことだったにも拘（かかわ）らず、地蔵堂を建ててお地蔵さまを安置することにした。地蔵堂は以前、大野村の堤防にあったが、大野村が堤防の東から西に移るのに伴い、一夜地蔵を現在地に移転している。ただ、大野村が移動した時期や状況は、はっきりと分からない。

お地蔵さまの足元の石台には「大野村内二　四十六」と書かれている。

12. 大野の初地蔵（はつじぞう）

（日時）　　1月24日午後7時

養老町には、地蔵盆だけでなく、初地蔵も行う地区がいくつかある。養老町大野も、そうした地区の一つで、一月二四日の夜7時から初地蔵が行われた。ちなみに、初地蔵というのは、お地蔵さまにゆかりがある二四日を、一年で最初に迎える一月二四日に行う地蔵祭のことで、お盆の月である八月の二四日に行う地蔵祭が地蔵盆である。それほど長い時間ではないが、提灯（ちょうちん）を飾り付けた一夜地蔵の前では、覚林寺のご住職により阿弥陀経が唱えられ、大野の人たちは一年間を健康に過ごせるようにお祈りします。ただ、集まった方々の中に子どもの姿はなく、夏の地蔵盆で見かけるような子どもにお菓子を渡す風景等はない。

13. 両江悪水落江と伏越樋

耕地整理前には、栗笠の南から上大野へかけて太い水路があった。これは隣の輪中が悪水を流す排水路で、江月輪中と烏江輪中の二つの江(江月と烏江の江)をとって、両江悪水落江(通称よげた)と呼ばれた。

江月輪中では、周りを四つの天井川(川底が輪中の中の土地より高い川)で囲まれているので排水ができず、元文五年(1740)牧田川の川底を横断する伏越樋(水筒サイホン、木の板で四角形の筒型トンネル)を作り、烏江輪中の落江へ落させてもらった。烏江輪中では寛保年間(1741～1744)に金草川を伏越して、栗笠から大野まで2300mの悪水落江を作って、伊尾川(揖斐川)へ自然排水をする工事をした。当時の技術では川底に木で作った水筒を伏込んで水を通すことはたいへんな工事であった。

更に天明五年(1785)には、二つの輪中(江月輪中と烏江輪中)が共同で悪水落江を丈夫に改修したり、落江を通してもらうための年貢(江代米)を、栗笠村・船附村・大野村に払う規約を結んだ。江月の治水工事の際には地主が工事人夫のために米の炊き出しをした。その時に使った釜がある。そのため江月伏越樋管をつくり、江月→牧田川の下→烏江→金草川の下→栗笠→大野→伊尾川(現揖斐川)へと水を流した。江月と大野の高低差は約 3m である。烏江、栗笠、大野の庄屋は江月の庄屋との話し合いにより、それぞれの地内に樋管を引くことを許した。2つの川を伏越す(川底に筒を通す)工事は百姓の自費によった。また、江月の庄屋はこの工事で私財を全て費やした。この工事に関する史料は養老町史にある。大野が水を落としてから栗笠、それから烏江、最後に江月という順番に排水を行っていたため、江月が水を落とせる頃には稲が全て腐ってしまうようなことが 3 年に 1 度はあった。

この悪水路は、昭和七、八年頃、江月輪中に排水機が設置されたため、伏越樋は取除かれた。

栗笠・大野間の悪水路は用水路として利用されていたが、昭和三十五年から始まった耕地整理(土地改良工事)で、取り払われて田地となった。

伏越樋とは、大きな川の底を掘り割って、桧や松の厚い板で四角い水筒(水の通り道)をうめこんで川底を横断する形で水路を作るもので、機械のない当時としては、想像をこえる工事であったと思われる。

(悪水 ： 農地に使った後の水や、家庭等からの排水、
落江 ： 使用済みの水を川や海へ流す排水路、
圦樋 ： 河川から引水するために堤防に築いたトンネルで、昔は木で作ってある水路
樋 ： 池水や河水を放出・流下(りゅうか)させる水門のこと)

濃州徇行記(1789～1801)に

「此村(江月村)は、前廉(以前)は水落あしく、卑湿の地にして、田実らず。過半は真菰生なりしが、村民艱難(困難)にたへず(耐え切れない)して水落御普請(建築工事)の事を願うといえども、叶わざるにより、頭百姓共四五人の工夫を以て、牧田川に伏越樋を自普請に伏込、悪水落江を烏江村の地を借て掘割、末は烏江の水落江通へほりつき、それより両村立合にて金草川を伏越、栗笠、舟付村の地を借て掘割、大野村の北にて伊尾川へ悪水を落せり。此普請は天明四辰年(一七八四)成就す。其以来江月村水落よくなり終に豊饒の地となれり。然し自普請に付ては村入用金千五百両ほどもかかり、又烏江、栗笠、舟付村へ江代米(落江の使用料)六〇石づつつかわせしにより、内輪借金くりまわしに難渋(困難)すと云えり。されば近比江代米は因願年限(設定期限)を以て上より被下筈になり。」

とあるが、この悪水落江は江月村の生命線であったため、江月・烏江と栗笠・舟付・大野の直接関係地の外、下流の下笠村に影響のないようにするため、六ヵ村の間に固いとりきめが行なわれ(この時、上之郷は江戸幕府直轄地であったため特別扱いされ除外されている)、除堤(土手・堤防)の高さ、馬踏(道幅)・両腹(斜面)の勾配、修覆の費用、江代米、杭・

莚(むしろ)などの非常時の備付(そなえつけ)、圦守人(いりもりと)(水門の番人)・除堤見廻(みまわり)番人の給料など、こまごまと規定した。これらは悪水落(あくすいおち)江筋(えすじ)証文として養老町の有形指定文化財(江戸時代、古文書)になっている。

14. 下笠輪中悪水落江証文(八通証文)と五三川

八通証文とは、下笠輪中悪水落江に関する証文で、下笠・大野・栗笠・船付・大場新田・根古地新田・釜段・徳田・根古地・駒野新田・小坪新田・釜段新田の間で取替わされ、関係する領主尾張藩・高須藩・大垣藩が立合っており、寛文11年(1671)のもの6通、同12年のもの2通の計8通の証文があるので八通証文と言われる。この証文により、落江の保全には笠郷に絶対的責任があり、江代米や藻刈についての取り決めがなされたが、幕府直轄高須藩領の上之郷は除外されている。江代米とは輪中の悪水を落水するにあたり、川や江を借りる為にその面積に応じて課せられる年貢米のことである。また、藻刈とは川の清掃を意味する。この落江は現在の五三川で、下笠鼻ヶ橋と小坪間2600間(約4.7km)を通して津屋川へ落とすように人工的に掘った水路である。

五三川は下笠輪中の悪水排水用に笠郷の五ヶ村、池辺の三ヶ村が作った人工川である。五三川排水機の管理も、昔は笠郷の人が近くに家を建てて行っていた。

大場新田の輪中を作る時に、五三川の賦課金を払い、更に新田土地改良の排水機などの賦課金も大場の住民が自分達で、いわば二重に払っている。村の力関係について、最初は釜段が強かった。藻が生えた場合なども笠郷が刈りに行かなければならなかった。今では管理も地元管理になってしまっている。ただし、一級河川になってからは国の管理になり状況は変わってきている。

昭和10年代は、親が目を離した隙に五三川に入って亡くなる等、水場で亡くなる子どもが多かった。昔は、普段は浅い川であっても、田植えになると田んぼに水を張るので深くなり、川にはまると上がれなくなってしまうため、水際での事故が多かった。

悪水 ： 農地に使った後の水や、家庭からの排水

落江 ： 使用済みの水を川や海へ流す排水路

15.「下立用水」対「笠郷用水」の行政訴訟

昭和十二年(1937年)までは、大垣市は水門川を下立用水の水源として使用していたが、市内に工場が増加し水質が汚濁され作物に支障を及ぼす事を理由に、水源を杭瀬川に変更した。

笠郷村は、牧田川に取水口を設けて灌漑(農地に水を供給すること)用水を取水して来たのであるが、また金草川にも取入口があり、干ばつ時には、牧田川に仮締切を設け、船附用水は牧田川から、その他(栗笠・上之郷・下笠・大野)の用水は金草川を逆流させて、灌漑に充てて来た。しかし、牧田川にはほとんど流水がないから、大半は杭瀬川の流水を水源としていた。牧田川にサイホンを昭和10年(1935年)に作り杭瀬川に仮締切を設け、船附用水は牧田川からその他栗笠、上之郷、下笠、大野の用水は金草川を逆流させ、水源としてきた。このような笠郷用水にとって、新たに下立用水が杭瀬川の上流で引水することは、水源を失いかねない大問題であった。そこで笠郷村長と高田町長が県に出頭し、書面を提出して、笠郷、烏江用水が不足する場合には、下立用水を制限して、笠郷用水・烏江用水に支障ないようにしてほしいと申し出た。これに対して県は、経済部長名で回答を与え、笠郷用水・烏江用水に不安を与えないことを約束した。

笠郷、烏江としては、県の回答によって、一応安心していたが、昭和十九年の干ばつ時になって、杭瀬川の流水が涸渇したため、慣例によって牧田川に仮締切を設けて取水することになったが、下流で取水をする横曽根用水が、用水の引用が出来ないところから、大挙して船附用水に押しかけ、仮締切を無謀にも実力をもって開放し、水を流して引用したため、両者の間に水争となった。

このような水論争は、笠郷用水としては、未だかつてなかったので、全て杭瀬川の流水を上流で引用する下立用水の暴挙であることを確認し、笠郷用水五百町歩の生死に関する重要問題であった。

訴訟の内容は、

(1). 笠郷用水は下立用水に優先して水を引用する権利があるから、これを確認するとともに、笠郷用水に不足するときは、下立用水は引用を差控えて、笠郷用水の支障のない範囲で水を引用すること。

(2). 笠郷用水は、用水引用のために必要な時は、仮締切をすることができること。

(3). 仮締切の費用は下立用水側で負担する。

ことを主とした主張であった。

昭和二十三年原告、被告の間に和解が成立し、和解証書が調印された。立会人として

大垣市長　川井一、

岐阜県議会議長　水野後八

も調印した。

和解条項の一は、笠郷用水が下立用水に対して、優先することを認めた。

和解条項の二は、「伏越樋(サイホン)」の下流において、取水堰を設置し得ることと、その費用は県その他においても相当額を分担することである。この和解条項による堰は、「伏越樋(サイホン)」の取水口の下流に永久構造のものが設けられ、杭瀬川の河床の低下を防止することになった。しかし、堰は通常時の平水面以下のものであるから、杭瀬川の水位が低下した場合には、この固定堰を基礎として、更にその上に仮締切を行わないと「サイホン」から取水することが出来ない場合がある。この仮締切も和解条項の効果として認められているところであり、笠郷用水は河川法その他の手続きを待つまでもなく、これを実施し得るわけである。またこの仮締切に要する経費は、下立用水を引継いだ大垣市が年々負担して今日に至っている。

なお、樋管については、牧田川が増水した時は樋管を締め、又、水田に水の入用の時は樋管を開けて利水したその管理、監督は船附区が権利を持っていた。

16. 大野村の水防(多芸輪中水防倉庫、水屋)

昭和6年(1931年)より牧田川の烏江から広瀬橋まで約8キロに渡り改修をした。

(1)川筋を真っすぐに、又、川底を掘り下げ流れを良くした。

(2)堤防を丈夫に、竹や松の木を植えて水害に備えた。

(3)横堤を作り(小段)川底を固めて土砂の流出を防ぎ川筋の固定工事をした。

(4)上流部においては、コンクリート護岸工事や蛇籠(じゃかご)工事(石材を金網の箱に詰め並べて護岸工事等にする)をした。

水防倉庫は、洪水に備え1キロ程に1ヵ所、平常から水防に必要な道具類を保管しておく倉庫である。その倉庫が多芸(たぎ)輪中には27ヵ所、喜多(きた)輪中には16ヵ所あった。 資材器具は、杭木(くいき)・布木・空俵・麻袋・カマス・松割木・針金・ペンチ・タガネ・ワイヤーロープ・シャベル・のこぎり・まさかり・照明灯・作業灯です。洪水に備えて、多芸輪中には 16 ヶ所で水防の準備がしてある。水防倉庫には杭木(くいき)・布木(ぬのき)・空俵(からだわら)・麻袋・カマス・針金・ペンチ・タガネ・ワイヤー・のこぎり・まさかりが保管してある。大野の集落は昭和 34 年(1959)8 月の伊勢湾台風で牧田川根古地右岸堤が決壊、建設省(現国土交通省)の命により集落の 80%程が移転した。多芸輪中は海抜(かいばつ)が低いので昔から、この地域には高屋敷に水屋を作り避難場にしていた。普段は米・味噌・梅干・着物・大切な物を保管した。

昭和 36 年(1961)の土地改良や、また住宅移転により集落の住宅の並びが整然とした外観になった。

17. 五三川大野排水機場

養老町は昔から水害に悩まされ、生活の糧(かて)であるお米の収穫は不安定であった。村人は安定した米作を目指し東奔西走、そしてその状況を改善するため、大正初期に笠郷地区の下笠、船附、栗笠、大野、上之郷の旧笠郷村5ヵ村と、池辺地区の大場、根古地、根古地新田(現在の瑞穂(みずほ))の旧池辺村3ヵ村の6.5km^2(650ha)を対象として、大正11年(1922)に五三排水機と根古地排水機を合併して設置された。196kW(263馬力)の蒸気機関で渦巻ポンプ2台を駆動、排水錬鉄(れんてつ)(錆びに強く鋼鉄の次に強い)管を用いて堤外(ていがい)(堤防の外側)に排水する仕様であった。現在は、昭和26年に排水機が更新され、当時の排水機はその役割を終え、その内の1台が現在、笠郷小学校体育館の西側に展示され、先人たちの苦労を私たちに伝えている。この「五三」という名前は、笠郷地区の5ヵ村と池辺地区の3ヵ村からきている。その後も、用水の整備などが行われ、今のような米作が可能になった。

18. 立心第三学校

明治六年下笠村に立心第一学校、大野村に立心第三学校、栗笠村に勉梅義校、船附村に修文義校が創立した。立心第三学校は初め大野村渋谷代衛別邸を仮校舎に充当して教育を行なっていたが、明治10年頃船附村修文学校と合併した。創設当時の校下は大野村一力村で、戸数 87 戸、人口 457 人であった。

職員は長島真一郎、伊藤春次郎の 2 人で、就学者は 26 名（男 18 名･女 8 名） 不就学者数 31 名（男 9 名･女 22 名）であった。年間予算額 109 円 5 銭 6 厘。学校取締主著は渋谷代衛･監事渋谷熊治･会計渋谷宅次郎であった。

修文義校 は明治6年3月、船附村に創設し、明治10年頃、大野村澁谷代衛氏の別邸を仮校舎として発足した 立心第三学校を吸収合併し、大野村を校下に加えた。明治19年11月 船附尋常小学校 及び 船附簡易小学校と改称する。明治22年、船附簡易小学校は町村制施行に伴い栗笠簡易小学校を吸収合併している。

明治24年10月28日	濃尾地震のため校舎破壊
明治26年10月	船附村他1カ村組合村立尋常小学校設立新校舎落成
明治28年5月	高等科設置 船附尋常高等小学校と改称
明治32年3月31日	船附尋常小学校を分設し、新校舎落成。 同時に旧校舎において、船附大野区立船附高等小学校を設立
明治34年7月2日	船附高等小学校を笠郷高等小学校と改称
明治41年4月1日	船附尋常小学校に笠郷高等小学校の教科を併置し、船附尋常高等小学校と改称
大正7年4月1日	笠郷尋常高等小学校の設置により、船附尋常高等小学校は廃校となる 校下戸数 800戸、 人口 4435人（男2218人、女2215人） 尋常科 623人（男294人、女329人） 1年 119人（男63人，女56人）、 2年 95人（男40人，女55人） 3年 108人（男50人，女58人） 4年 110人（男47人，女63人） 5年 107人（男56人，女51人） 6年 84人（男38人，女46人） 高等科 43人（男31人、女12人） 1年 29人（男20人，女9人）、 2年 14人（男11人，女3人）、 合計 666人（男325人，女341人）
大正8年5月28日	新校舎建築立柱式（基礎工事後、主要な柱を建てる時に行う祓い清めの儀式）を挙行
大正9年2月2日	全校、新校舎において授業開始
昭和16年4月1日	笠郷国民学校と改称
昭和22年4月1日	学制改革により高等科を廃止して、中学校として分離し、笠郷村立笠郷小学校と改称 校下戸数 857戸、 人口 4417人（男2186人、女2231人） 児童数 570人（男292人、女278人） 1年 111人（男53人，女58人）、 2年 84人（男46人，女38人） 3年 74人（男36人，女 38人） 4年 97人（男46人，女51人） 5年 94人（男57人，女37人） 6年 110人（男54人，女56人）

14. 大野村の庄屋　渋谷　代衛

生　年：　文政7年(1824)3月25日生

没　年：　明治29年(1896)8月18日没

出身地：　養老町大野

渋谷家は、大野村の名家ではないが財産家で、代々庄屋を勤めた。

代衛は性格が温厚で漢学を好み慈善の心が厚く、普段は倹約を心掛け、いざという時には寄付を惜しまなかった。常に公共事業に力を尽し、当時のお金で五万円の私財を寄付して協力する程であったが、自分の名誉とすることを好まず、その功績は自身が口外することはなかった。そのために代衛の功績は表面に表われているものよりも隠れているものが多い。特に次の三項目についての功績が大きい。

①明治六年(1873)自分の別邸を校舎に提供して立心第三学校を開校し、自身で備品を整え数十名の児童に書籍・筆紙(本と紙)を与えるなど大いに教育に貢献した。

②養老の名所・旧跡が長く荒廃していたので、協力者と共に資金を集めて、新しく道路をつけ、春から秋までの花木を植えるなど、明治13年(1880)の養老公園の開設に尽力した。

③輪中地帯の住民を水害から救うには、大きな堤防へと改修するより外はないと考え、村々を巡って、有力者を説得し、ついに「水利土功会」を創設した。

また代衛は孝行の志が強く、よく父母に仕え、母より先に寝るとか後に起きるということはなかった。晩年には家計が貧しく、その上、十年間も病気のため、寝たり起きたりの日常の生活が不自由であった。その上明治二十四年(1891)の大地震(濃尾地震)には住家が倒壊したので、残った木材で小さな家を建て、そこに住んだ。他家の跡継ぎとなった長男が改築を勧めたが、断って一時的に間に合わせれば足りるといって、「弥縫庵(一時的に間に合わせた仮の住み家の意味)」と名づけ一生を終った。病が一時的に安定した時、家族を呼んで「自分は公益のためにいささか奉仕したが、家運は大いに衰え、資産も失ってしまい、祖先に対してその罪をはじいる。自分が死んだら必ず薄葬(質素な葬式)せよ」と遺言した。

養老公園唐谷に明治三十六年(1903)三月、渋谷代衛翁顕彰碑(功績をたたえる石碑)が建立されている。

渋谷代衛の屋敷は昭和三六年に土地改良の時に取り払われて、田畑となった。平成二十二年現在、屋敷跡は稲荷大明神が祀ってある。大野の庄屋渋谷代衛氏は五～六町歩の土地を持っていた。養蚕、消防、治安維持、教育に力を入れた。大野の稲荷大明神(大野 639)は渋谷氏の守り神社であった。

養老町大野出身の渋谷代衛の渋谷家の由来が、渋谷金王丸という人物にあると伝わっている。養老町で渋谷金王丸といえば、まず思い出すのが、平清盛に敗れ、落ちのびる源義朝とともに、養老町の源氏橋から舟に乗った人物である。ずいぶん前のことなので、不確かな部分もあるが、養老町大野で庄屋を務めた渋谷家のご先祖が、養老町に関わりのある渋谷金王丸という伝承がある。

養老町大野の覚林寺が管理する墓地に、渋谷代衛さんの三男である理兵衛、かも(理兵衛の妻)、深平(理兵衛の長男)、その(深平の妻)、おあさ(深平の娘)の名が刻まれた墓がある。集中豪雨が起きた、昭和 34 年(1969)8 月に建立されたもので、「父理兵衛」と刻まれていることや、深平が亡くなられた年が昭和36年であることから、深平が建立したと思われる。元は、覚林寺の境内にあり、平成 16 年頃に現在の場所に移された。

深平は、渋谷の家を継いでおらず、代衛をはじめとする渋谷家代々の墓は、名古屋市の八事霊園にある。